

平成21年度第2回千葉市社会教育委員会議事録

- 1 日 時 平成21年8月6日(木)午後2時30分から午後4時まで
- 2 場 所 千葉ポートサイドタワー6階第602会議室
- 3 出席者 (委員)
犬塚議長、西川副議長、小川委員、上関委員、菊池委員、高宮委員、長澤委員、日置委員、平木委員
(事務局)
河野生涯学習部長、宇留間生涯学習振興課長、井谷社会体育課課長、三野宮青少年課長、作田中央図書館長、大野文化振興課長補佐、湯浅生涯学習振興課長補佐、廣森生涯学習振興課主査、君塚生涯学習振興課社会教育係長、円城寺生涯学習振興課主任主事
- 4 議 題 (1) 平成21年度社会教育功労者候補者の選考について
(2) 平成21年度指定都市社会教育委員連絡協議会参加報告
(3) 社会教育委員会議研究活動について
(4) その他
- 5 議事の概要 (1) 非公開審議事項の決定について
・議題(1)を非公開審議とする旨決定しました。
(2) 平成21年度社会教育功労者候補者の選考について
・生涯学習振興課から各候補について説明を行い、候補者であった個人56人の全てを審査し、教育長に候補者名簿を提出することを決定しました。
(3) 平成21年度指定都市社会教育委員連絡協議会参加報告
・5月22日に千葉市で開催されました指定都市社会教育委員連絡協議会について参加した委員から報告がありました。
(4) 社会教育委員会議研究活動について
・公民館のあり方について意見交換を行いました。
- 6 会議経過
(1) 平成21年度社会教育功労者候補者の選考について
本市における社会教育の振興及び発展に寄与された個人及び団体に対し、千葉市社会教育功労者顕彰要綱に基づき、推薦のありました候補者個人56人の全てを候補者として審査しました。
審査の結果、全ての候補者について候補者名簿を作成し、教育長に提出することを決定しました。なお、候補者については、平成21年

11月14日に社会教育功労者感謝状贈呈式を開催する予定となります。

(2) 平成21年度指定都市社会教育委員連絡協議会参加報告

(議長) まず、事務局から概要の報告等をお願いいたします。

(事務局) 平成21年度指定都市社会教育委員連絡協議会が5月22日に千葉市で開催されました。本市を含めまして16政令市53名の社会教育委員および主管課長の方々にご参加をいただきました。家庭の教育力の強化の取り組みや、社会教育委員の今後のありかたなど8つの議題につきまして10時から5時まで協議していただきました。

(議長) 来年度以降のありようなどを念頭に置いた上で、協議会に参加された感想等をいただければと思います。

(委員) 千葉市を含めて各市が様々な試みをしていると感じました。最近財源がないとのことで千葉市の社会教育が低下していると感じています。

(委員) 政令市の数が年々増加していて、今回は16の参加でしたが、日程的に無理があるかなと感じました。折角のいい話がなかなか協議として深まらないので、もう少し時間があるといいと感じました。

(委員) 千葉市もすごく他の市よりも進んでいるな、と感じました。子育てとか試行錯誤していることを感じましたが、千葉市も皆さんと一緒に進んでいると感じました。

(委員) 政令指定都市が18ありますが、各都市の成り立ちや社会教育の歴史もずいぶん違っているので、皆さんが集まって議論するのは難しいのかなと感じました。

(副議長) このままでいくと、日程的にも非常に厳しいです。逆に、16の指定都市が集まって1日で終わってしまうので、来年度以降は会のあり方を考えないといけないと思いました。

(議長) 今後は課題中心で運営を進めていくような形になるかと思います。

今までなかった事業としては、ひとつは訪問型の事業、とりわけ子育てがありました。既に取り組まれている市もあって、今までの生涯学習という枠組みからは発展した形だと思いました。

もう一つは、福祉など他の部門と連携をとりながら活動を行うのが新しい形だと思います。行政の役割分担という部分で難しいところもあると思いますが、課題で重複する面があれば連携をとれば効率的だし、実効的だと思います。

従来 of 社会教育・生涯学習をまずはカバーして、新しい流れもあったようなので、千葉市でも課題としてあげられると思います。

他の市では定例の会議以外にも会議を持っているようなので、増やすことも考えてもいいのかと思いました。

(副議長) 全国・関東・県等での会議は研究発表のようになっていますが、政令都市については協議会で活発な討論が行われています。いい面として大事にした方がいいのではないのでしょうか。その持ち方については課題設定型にするのか、という問題は残ります。

(委員) 全体で集まっての協議も必要ですが、議題等に分けて分科会的な進め方では詳細な話し合いも可能なので、規模に応じた分科会の在り方を考えてみてもいいのではないのでしょうか。

(副議長) このような協議会でも内容は濃いと思われれます。分科会となってくると運営が大変なのではないのでしょうか。ちょうど過渡期になるのではないのでしょうか。

(事務局) 各自治体により課題等も違ってきます。昨年度より運営の見直しも考えていますが、今年度担当市として他政令都市のご意見を伺い、来年度議事提案し、決定していきたいと考えております。

皆様より頂きましたご意見等について次回担当市へ引き継ぎ、内容検討をしていただきます。

(議長) 今年度の文書等の提出物については、円滑に取りまとめが行われたのでしょうか。

(事務局) 回答が必要な書類について遅延ごみであるため、回答掲載書類を会場において確認することになります。本来であれば頂いた回答をお返しし、内容確認後の協議とした方がより深い議論になるのではないかと思います。難しい面がありました。

(事務局) 年度を跨いでの作業であり、新年度の職員交代等も考えられるので、開催日程等で影響があるのではないかと感じました。

(委員) 各政令市の報告が非常に多岐にわたっていて、それぞれが一方通行の報告でそれに対して協議するに至らなかったです。もう少しポイントを絞ってテーマを設けて協議していったほうがよいのではないかと感じました。

(副議長) 協議題がたくさんありますが、いずれにもこだわって協議にあっているこの体制がよいのでしょうか。あるいは、今の社会教育の課題を統一テーマとして絞ることがよいのでしょうか。テーマを絞ることも難しいと思います。

(議長) 今後の協議会の方法としては議題を絞る・分科会形式にしていく等が考えられます。議題を絞るとなると本格的なシンポジウム形式にするのでしょうか。

その他の方法としては、進行が担当市で準備と当日の運営で大変な仕事になってしまうので、そういった面でも工夫ができるのではないのでしょうか。

たとえば、議題を絞ればその議題に関心のある市、あるいは社会教

育委員が中心になって議論を進めていくという方法も考えられるのではないのでしょうか。

それにより仕事も分散され、担当市の負担も軽減されるのではないのでしょうか。

自由参加は難しいでしょうが、色々な方法があると思われるので、機会がありましたら積極的に参加していただければと思います。

(3) 社会教育委員会議研究活動について

(議長) 以前より課題であった千葉市の公民館の在り方、特に指定管理者制度・使用料に関して、事務局から資料をいただきましたので、参考に論点は何なのか提示していただいた上で、自由な意見交換をしていきたいと思います。

(事務局) 議長より話のありました通り、指定管理者制度の導入・使用料について委員さんのご意見をいただきながら、公民館の在り方について検討いただきたいと考えております。

千葉市の公民館がどのような経緯で現在に至っているのか、或いは公民館の数や利用者数がどのような経緯をもって動いてきたのか等説明をさせていただきました。

使用料につきましては資料にありますように、平成19年9月の財政局の策定により、公民館については受益者負担20%の部分にあたります。公民館の目的等と照らし合わせた中で使用料を徴収してどうなのかというような事についてもお話しいただきたいと思います。

指定管理者制度等につきましては、仙台市と広島市で導入しており、一都市の公民館1館が22年度からの導入を現在検討中です。それ以外については制度の導入は考えていないというのが現状であります。

今後の方向性についてですが、任期が今年度の11月末迄という事で、それまでに方向性を一気にまとめ上げるというのは、特に今年度は政令市の会議があった関係で時間的に非常に厳しいかと思っております。

今回の皆様方のご意見を踏まえながら、12月以降に委嘱する次期の委員さん方にご意見いただきながら、まとめていくという方法も考えられると思っています。

(議長) 忌憚のないご意見なり質問なりを自由に出していただきたいと思えます。

(事務局) 前々回、すでに指定管理者制度が導入されている都市の課題や成果等についての情報提供を、という意見がありましたので、ご説明をさせていただきます。

公民館につきましては、指定管理者制度導入の効果や課題についてはまだ十分な情報を手に入れておりませんが、主に青少年施設・女性

センター等に関してという事でお話しさせていただきます。

まずメリットは、第1に経費の節減が図られたという部分です。

第2に新たな事業に取り組む事が可能になりました。指定された業者・財団等が幅広く独自の活動ができるようになり、特に自主事業が充実・多様化した事で学習機会の拡大につながっていると伺っております。

第3に施設の開館時間、特に祝日・夜間等の延長が可能になったという事があります。参考ですが、千葉市の公民館は年末年始を除き通年開館で開館しており、開館時間についても朝9時より夜9時まででございます。

第4に広報活動が充実しました。新聞折り込み広告等で講座の募集案内等ができるようになりました。その他にホームページが充実したということもあるようです。

一方、課題の部分ですが、市と指定管理者との関係の点で責任の所在がわかりにくくなった、指定管理者として協定締結をした後に新たな業務が発生した場合に指定管理者側では対応しづらくなってしまったということもあるようです。

また、講座に関する内容が市の求める方向に進んでいない、より多くの収益が見込める内容、趣味・教養的なもので市民受けするような内容に偏りがちなこともあるようです。

市の職員の業務に関してですが、指定管理者との調整業務が多くなり、逆に業務量が増大するような事例もあるようです。

次に中期的・長期的な視野にあった管理運営ですが、3年や5年で指定管理者の期間を区切っていることから、長期的視野にたった運営が行いにくくなったり、事業に継続性が取れなくなったりというような課題が出てきているようです。

その他、職員の人材確保についてですが、公募による競争のため、管理経費をおさえることとなり、人件費を削ることが多いようで、それぞれの施設にあった専門的な職員の確保が困難になるのではないかという懸念があります。たとえば図書館では司書、或いは博物館では学芸員といった専門的知識・技術を持った職員の確保がこれからは困難になることが考えられます。

(議長) 指定管理者制度を導入する場合、市内すべての公民館で導入するような形になると思いますが、活動等で今まで特色をもっている公民館が平準化される事になるのではないのでしょうか。

人件費の削減のお話がありましたが、逆に増加させている事例はないのでしょうか。

(事務局) 聞き取り等をした限りでは他政令市ではそのようなお話は伺ってお

りません。

(副議長) もうすでにスタートしている「きぼーる」或いは少年自然の家ではどうでしょうか。

(事務局) 「きぼーる」全体の管理としましては、街づくり推進課ですが、科学館に関しては生涯学習振興課の担当です。

(委員) 少年自然の家はどこが担当で、どういう運営の方法でしょうか。

(事務局) 青少年課の所管であり、PFI方式で運営しています。

(副議長) そのような千葉市の現状というのは、指定管理者になって上手くいっているのでしょうか。困っているのでしょうか。

(事務局) 科学館に関しましては、かなり専門的な知識が必要で、ワークショップ等でも興味を引くような事業をやっていますので、現在の段階では非常にスムーズで、集客も良く、またリピーターの数も4回以上来た人が3割以上いるということで、大変工夫して運営しています。

(事務局) 少年自然の家につきましても、PFIでその運営はスムーズにしています。利用者数につきましても、昨年度と一昨年度を比較してみますと昨年度の方が4千名程増加しています。

学校利用は、本市の場合、小学校全校の5年生が移動教室で利用しています。小学校6年生の農山村留学での利用についても年々増加しています。併せまして長柄に少年自然の家があるという事が、近隣の他市の方々にも伝わってきているため、千葉市以外の学校或いは団体での利用もあります。

(事務局) 大きいスポーツ施設では、アクアスケート場があり、ゴルフ場は昨年の10月23日に企業共同体という事でオープンしました。ゴルフ場は芝生の管理等において専門性が必要です。

指定管理者にして、良かったかは昨年度実績として11,750名近くの利用者がありましたが、現在、研究中です。

アクアスケート場は、浴施設とスケート場があり、営業収益ではスケート場では17万人平均の年間利用者があります。

(副議長) 新しく出来た施設が初めから有料制とすることはいいですが、公民館は長い間無料であったので、今後有料化となると住民感情からしても軋轢が出てくるのではないのでしょうか。

(事務局) スポーツ関係施設ですが、スポーツ振興財団が管理運営するポートアリーナ、若葉スポーツセンター及び武道館等はすべて指定管理者で、従来からある施設ですが、スポーツ振興財団が途中から指定管理を受けて管理運営しています。

所管課として何か対応が求められた場合は、素早く財団と協議して決定します。従来あるものを実質ある時から変更し、今年度で5年位、

22年度まで指定している状況です。

(副議長) 専門性の高いとかその運営のノウハウが特定化されるところが導入されている流れなのではないでしょうか。導入せざるをえない必然性が高いのでしょうか。

(委員) 指定管理者に移行することによって、市にとってはメリットがあっても、利用する側にメリットがなければ利用者側はつらいです。

どうしても利益を追求するところに行ってしまうというデメリットがあれば、現在、公民館は、学校・家庭・地域を結ぶ役割を持ち、中学校区に1つずつあって子育て支援の場として利用されているのに、そこに利益というのが入ってくると、利用者にとって不利になると感じる人が多いのではないかと感じます。

そこで導入される明確な理由がなければ利用者にも理解されないのではないのでしょうか。

(議長) 導入して今まで以上に利用しやすくなる・便利になる等、そういった条件が整っていれば少しの負担も考えられます。現状より下回るとか、使い勝手が悪くなるという事であれば、シュミレーションして情報を他の経験等も含めて収集していく必要があります。

(委員) 他都市に実際に調査に行きましたが、指定管理者になって良かったという話もあるが、それまでがかなりひどかったようで、なかなか評価が難しいということがあります。

昨年の社会教育法改正時には、文部科学大臣が、「教育施設はやはり指定管理者制度というのは馴染まないのではないか」と発言しています。衆参両院の附帯決議の中でも指定管理者制度には弊害があるという事を、全会一致で確認しています。

また、新しい教育基本法でも学校教育・社会教育・地域との連携と言われている中で、3年経ったら指定管理者が変わってしまうとしたら、長い見通しをもって、地域の協力を教育委員会ときちんと連携していくという事が難しくなってしまうのではないのでしょうか。

公募するという事はなるべく経費の安い所に落ちるとというのが指定管理者制度の仕組みで、そのような仕組みの中で地域の協力とか家庭、そういうものがどうなっていくのでしょうか。制度設計上、指定管理者制度というのは教育施設とか団体にはなじまないのではないか、経費削減では済まないのではないか、そこで働く人たちの専門性を高めいていくという意味では、3年ではどんなに頑張ってもその力を地域へ還元させていく事ができないのではないのでしょうか。

(事務局) 図書館の場合は、非常勤や非常勤嘱託を雇用していて、現在図書館全体で350名のうち240名が非常勤職員です。

全体的には千葉市の図書館としたらかなりコストを抑えた形で運営

しています。ただ、コンピューターを導入して、いつでもリクエストできるようにしているため、その管理費がかなりかかっています。

H18～22年度が指定管理者制度の一つの区切りですので、平成23年度に向かって、指定管理者制度について議論を進めていかなければ間に合わないと思います。

(副議長) 23年から実施という強い方針はありますか。

(事務局) 5年で終了ですから、部署によって違うが千葉市の場合は一般的に18～22年までです。

(事務局) 他で導入されている所については、2回目に入ります。

(事務局) 公民館の方では今回は特に23年度からというしぼりはありません。

(議長) それぞれお持ち帰りいただいて、次回に暫定的な方向性を取りまとめることでお願いします。

千葉市教育委員会生涯学習部生涯学習振興課

電 話 043-245-5954